

諮問番号：令和6年度諮問第11号  
答申番号：令和6年度答申第15号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年3月22日付けで、審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人等の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は令和4年2月21日に〇〇〇警察署に逮捕された後、同月25日に釈放されたものであるが、本件逮捕は違法捜査である。不当捜査、不当逮捕、不当勾留による保護停止は明らかに不当である。

以上から、〇〇〇警察署長等への処分を求めるとともに、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が令和4年2月21日に逮捕され、同月25日に釈放されたことを確認したことから、同月22日付けで審査請求人の保護を停止し、同月分の保護費を日割計算することによって発生する保護費の過払い額を決定し、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、警察官署に留置された場合の取扱いについてみる。審査請求人は、不当逮捕・不当勾留による保護停止は明らかに不当で違法である旨主張す

る。しかしながら、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-15の（問）は、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。」とあり、その（答）には「お見込みのとおりである。」と記しているとおり、警察署に留置、拘束された場合は最低生活費の計上は必要ないとされている。したがって、審査請求人が逮捕、留置された令和4年2月21日の翌日以降について、保護を要しない状態となったと判断し、審査請求人の保護を停止することとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

- (3) 次に、保護停止に伴う保護費についてみる。処分庁は、法第29条に基づく警察署長への調査により、審査請求人が令和4年2月21日に逮捕され、同月25日に釈放されたことを確認したことが認められる。また、処分庁は、同年2月22日から審査請求人の保護を停止する本件処分により、保護停止した同月28日までの7日間の保護費に相当する6,909円を返還額としているものの、本件処分と同じ同年3月22日付けで、同年2月25日から保護を再開する処分を行い、同月25日から同月28日までの4日間の保護費に相当する3,947円を同年3月23日に支給したことが認められる。

以下検討すると、処分庁は、審査請求人が保護停止された期間の保護費について、実質的に返還決定しており、また、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問19答は、「30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。」と記していること、問答集問7-13の（問）に、「月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。」とあり、その（答）には「実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。（後略）」と記していることに照らし、算定された返還額等についても違算がないことから、不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、今回の逮捕が不当逮捕であると主張しており、警察署長等への処分を求めているが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

## 第4 調査審議の経過

- 令和6年 9月 3日 諮問の受付  
令和6年 9月 4日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：9月18日  
口頭意見陳述申立期限：9月18日
- 令和6年 9月26日 第1回審議  
令和6年10月24日 第2回審議  
令和6年11月21日 第3回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (5) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (6) 法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必

要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署（中略）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め（中略）ることができる。」と定めている。

- (7) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第186条第1項柱書は、「被留置者には、次に掲げる物品（中略）であつて、留置施設における日常生活に必要なもの（中略）を貸与し、又は支給する。」と、同項第1号は、「衣類及び寝具」、第2号は、「食事及び湯茶」、第3号は、「日用品、筆記具その他の物品」と定めている。また、同条第2項は「被留置者には、前項に定めるもののほか、内閣府令で定めるところにより、必要に応じ、留置施設における日常生活に用いる物品（中略）を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。」と定めている。

また、同法第201条第1項柱書は、「留置業務管理者は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第1号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。」と、同項第1号は、「負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。」と、同項第2号は、「飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。」と定めている。また、同条第2項は、「留置業務管理者は、前項の規定により診療を行う場合において、被留置者を病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被留置者を病院又は診療所に入院させることができる。」と定めている。

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額（中略）を返納させるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。

- (9) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第6は、「他法他施策の活用」として「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」と定めている。なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (10) 課長通知第7問19は、「最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。」とあり、その答は、「30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日

数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- (1 1) 問答集問 7—1 3 (問) は、「月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。」とあり、その(答)には「実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。(後略)」と記している。
- (1 2) 問答集問 7—1 5 (問) は、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。」とあり、その(答)には「お見込みのとおりである。」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成 27 年 1 月 1 日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和 4 年 2 月 2 1 日、審査請求人は大阪府〇〇〇警察署に逮捕され、同月 2 5 日に釈放された。
- (3) 令和 4 年 3 月 8 日、処分庁は〇〇〇警察署に対し法第 2 9 条により審査請求人の「逮捕年月日、釈放年月日、事件番号、送致番号」の照会を行った。
- (4) 令和 4 年 3 月 1 4 日付けで、〇〇〇警察署は、処分庁からの照会事項について「(1) 逮捕年月日 令和 4 年 2 月 2 1 日 (2) 釈放年月日 令和 4 年 2 月 2 5 日 (3) 事件番号 2 5 8 4 (4) 送致番号 5 3」と回答した。
- (5) 令和 4 年 3 月 2 2 日、処分庁は審査請求人について、令和 4 年 2 月 2 2 日で保護停止とし、発生する差額について地方自治法施行令第 1 5 9 条による戻入処理とすること、令和 4 年 2 月 2 5 日付けで保護再開すること、発生する差額は随時口座払いとすること、その他、令和 4 年 3 月分から 5 月分の保護費について直近継続処理とすることを意思決定した。

同日付で、処分庁は審査請求人に保護停止決定通知(以下「決定通知」という。)を発出し本件処分を行った。決定通知には、停止した扶助の種類として「生活扶助、住宅扶助、医療扶助」、停止期間として「令和 0 4 年 0 2 月 2 2 日から令和 0 4 年 0 2 月 2 4 日まで」、理由として「令和 4 年 2 月 2 1 日に逮捕されていたため、逮捕・拘留〔勾留〕等による留置期間中は生活保護に優先して他法が適用されるため(中略)〔法〕第 2 6 条により、令和 4 年 2 月 2 2 日付けで保護を停止します。」と記されている。また、「上記変更

により、次の返還金が発生しました。」として「今回返還額 6,909円」と、「今回の返還額について地方自治法施行令第159条の規定により、上記のとおり返還額を決定しましたので別途納付書に記載された納入場所に期限までに納付してください。」と記されている。

なお、ここでの返還額は令和4年2月22日から月末である同月28日までの7日間で日割計算されている。

また、同日付けで、処分庁は同年2月25日から保護を再開する処分を行い、同月25日から同月28日までの4日間の保護費に相当する3,947円を同年3月23日に支給している。

(6) 令和4年6月16日、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 処分庁は、審査請求人が警察官署に逮捕されたことを把握したことから、審査請求人に対し、本件処分により、逮捕された日の翌日から保護を停止し、停止日から月末までの日割りで保護費6,909円の返還を求めるとともに、本件処分とは別の処分によって、審査請求人の釈放日から月末までについて保護を再開し日割りで3,947円の保護費を支給することで、実質的に審査請求人が警察官署に身柄を拘束されていた期間の保護費について審査請求人に返還を求めたものと認められる。

(2) 法第4条は保護の補足性を定めており、また、次官通知第6においては「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができる」と推定される者については、極力その利用に努めさせること。」と記されている。また、問答集問7—15において「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。」との問に対し、「お見込みのとおりである。」との答が記されている。

この取扱いについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第186条や第201条において、被留置者に対し衣類、寝具や食事、湯茶、日常生活に要する物品や嗜好品について貸与又は支給し、また診察その他医療上の措置を行う旨が定められているように、被留置者については刑事手続において別途生活の保障がなされていることを理由とするものと考えられ、一定の合理性が認められる。

本件では、審査請求人は令和4年2月21日から同月25日まで〇〇〇警察署に身柄を拘束されていたことから、上記の補足性の原則及び問答集の答にあてはめると、生活保護において逮捕された日の翌日から釈放された日の前日の期間までにおける最低生活費の計上は不要となる。

審査請求人は本件処分の原因となった逮捕、勾留について、違法捜査によ

るものであり不当逮捕、勾留であると主張するが、本件処分は上記のとおり審査請求人が刑事手続において身柄を拘束されている間は、他法により別途生活の保障を受けていることを理由とするものであって、逮捕、勾留が適法であるか否かに左右されるものではないから、主張として失当である。

また、課長通知第7問19答及び問答集問7—13答により本件では停止した期間の保護費について日割計算となるべきこととなる。本件処分では審査請求人の逮捕の翌日から一旦2月末日までの7日間の保護費6,909円について要返還としたが、これについて違算はなく、また、本件処分とは別の処分により保護を再開し、釈放された2月25日から28日までの4日間について日割りで3,947円の支給を行っているが、支給しなかった間の金額についても日割計算として違算はない。

なお、審査請求人は警察署長等に対し上記理由により懲戒等の処分を求めているものと解されるが、当該主張は行政不服審査法における救済の枠外の事項というべきである。

(3) 以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉